

船舶事故調査報告書

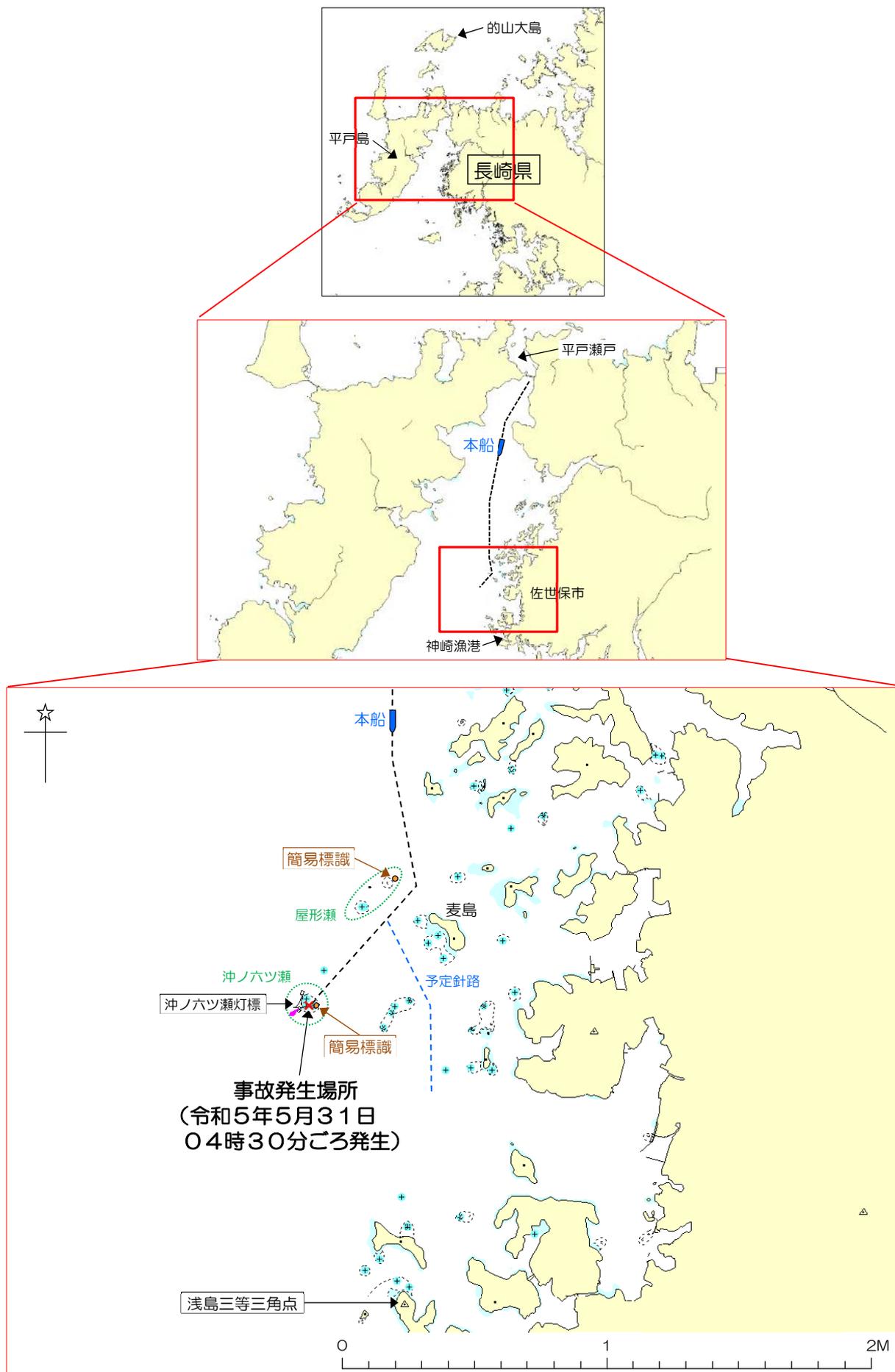
令和6年1月31日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年5月31日 04時30分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市神崎漁港北方沖 浅島三等三角点から真方位343° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯33° 14.7′ 東経129° 32.4′）
事故の概要	漁船第八隆洋丸は、南西進中、浅所に乗り揚げた。 第八隆洋丸は、シューピースの破損等を生じた。
事故調査の経過	令和5年9月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八隆洋丸、12トン NS2-13774（漁船登録番号）、明星水産有限会社 16.29m（Lr）×3.36m×1.32m、FRP ディーゼル機関、360.40kW、昭和63年9月17日 第292-50902号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 41歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年3月29日 免許証交付日 令和元年7月19日 （令和7年3月28日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	シューピース及びシャフトブラケットに破損、プロペラシャフト及びプロペラ翼に曲損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期 日出時刻：05時14分ごろ、常用薄明開始時刻：04時46分ごろ
事故の経過	本船は、中型まき網船団に所属する灯船で、船長が1人で乗り組み、令和5年5月28日17時00分ごろ船団の僚船と共に長崎県平戸市的山大島北西方の漁場に向けて神崎漁港を出航した。 本船は、的山大島北西方沖の漁場で3日間、夜間に操業を行った後、31日02時30分ごろ漁場を出発し、僚船に先行して帰途についた。

	<p>本船は、来援した僚船によって浅所から引き出され、同船にえい航されて佐世保市の造船所に向かった。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、付図2 船長の操縦姿勢(イメージ)、写真1 本船(船首側)、写真2 本船(右舷側) 参照)</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.5mであった。</p> <p>船長は、本船の船長としての経験が約10年間あり、夜間に屋形瀬や沖ノ六ツ瀬の簡易標識の灯光を確認しながら航行することに慣れていた。</p> <p>本船は、操業中、灯船として集魚灯を点灯して集魚を行っていたほか、魚群探索や僚船の支援に当たっていた。</p> <p>本船が所属する船団の基本的な操業形態は、18時ごろから魚群探索及び集魚を行い、23時ごろから投網を開始するもので、28日の出漁後、29日及び30日は05時ごろに操業が終了し、05時ごろから18時ごろまでが休息时间(約13時間)となっていた。</p> <p>船長は、28日の出漁後、休息时间中に十分な睡眠をとっており、帰航中、眠気を感じていなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、帰航前に行った操業による疲れがある中、海上が平穏で周囲に航行の支障となる他船がいなかったため、気の緩みが生じ、居眠りに陥ったと本事故後に思った。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし <p>本船は、帰航時、神崎漁港北方沖を南西進中、単独で操船に当たっていた船長が居眠りに陥り、麦島西方沖の変針予定場所を通過し、沖ノ六ツ瀬に向かって航行を続けたことから、同瀬の浅所に乗り揚げたものと推定される。</p> <p>船長は、眠気を感じていなかったものの、次のことから、短時間で覚醒水準が低下して居眠りに陥ったものと考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 操業による疲れがあったこと。 (2) 海上が平穏で周囲に航行の支障となる他船がおらず、また、慣れた海域でもあり気の緩みが生じたこと。 (3) 操舵室の窓を閉めた状態で操縦席に腰を掛けた楽な姿勢で操船を続けたこと。
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、神崎漁港北方沖を南西進中、単独で操船に当たっていた船長が居眠りに陥り、変針予定場所を通過し、沖ノ六ツ瀬に向かって航行を続けたため、同瀬の浅所に乗り揚げたものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

	<ul style="list-style-type: none">・ 漁船に単独で乗り組んでいる船長は、慣れた海域を帰航中、眠気を感じていない状態でも、海上が平穏で周囲に他船がない状況では、操業による疲れと気の緩みにより短時間で居眠りに陥るおそれがあるので、操舵室の窓を開けて外気を取り入れたり、立って操船に当たったり、身体を動かしたりするなどして居眠り運航の防止措置を採ること。・ 船長は、船舶事故が発生した場合、適切な助言や支援を受けられるよう、速やかに海上保安庁に通報すること。
--	--

付図1 事故発生経過概略図



付図2 船長の操縦姿勢（イメージ）



写真1 本船（船首側）



写真2 本船（右舷側）

